

# 令和 4 年度 沼津市自転車活用推進協議会

## 目標 1. 自転車利用環境の充実による安全性の確保

- 【 Do 】目標達成に向けた令和 4 年度の具体的取組
- 【 Act 】計画目標の達成に向けた令和 5 年度取組
- 【 Check 】計画の目標の達成状況とその考察

## 物理的デバイスの設置

## 目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保

## I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

## 5. ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施

## 【内容】

- R4.6に花園地区にて、交差点ハンプ(図1)を設置(3箇所目)
- R5.3に大塚地区にて、スムース横断歩道(図2)を本格設置(R3.10に社会実験実施)

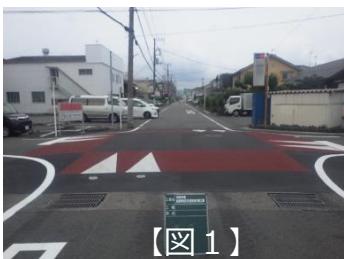
## 【見込まれる効果】

- 過度な速度で車両が通過した際、※ハンプによってドライバーへ不快感を与えられることにより、交差点部分での速度抑制が図られる。また、連続設置により、区間全体での速度抑制も可能となる。
- 横断歩道部にハンプを設置することにより、自動車の速度抑制に加え、歩行者の視認性の向上・横断歩道の停止率向上の効果も期待できる。

※ハンプ...道路上に設けた凸部(コブ状のもの)であり、生活道路等における車両の速度抑制に用いられる。

## 【今後の展開】

- 物理的デバイスの設置や周辺の道路整備の進捗により、地区内を通り抜けていた車両が、他ルートを選択することで地区内の通過交通が減ることが見込まれる。
- 併せて、幹線道路の自転車専用通行帯の整備を行い、自転車利用の安全性を確保していく。
- 市民の方に広く取組みを知ってもらい、自転車利用者や歩行者の安全性向上に繋げていく。



【図1】



【図2】

## ゾーン30プラス（花園町地区）

静岡県内で最初に指定されました！！



出典: © OpenStreetMap contributors



物理的デバイス	規制等	ゾーン30プラス看板・路面表示	その他ハード対策	ソフト対策
対策済	対策済	△ 対策済	□ 対策済	○ 対策済
対策予定	対策予定	● 対策予定	△ 対策予定	□ 対策予定

## ○自転車専用通行帯の整備

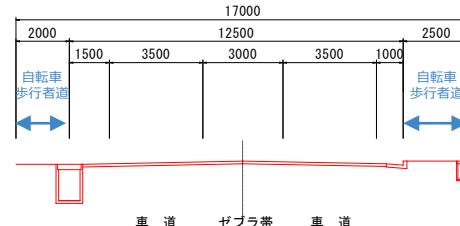


日常的に渋滞が発生しており、歩行者・自転車の通行が危険

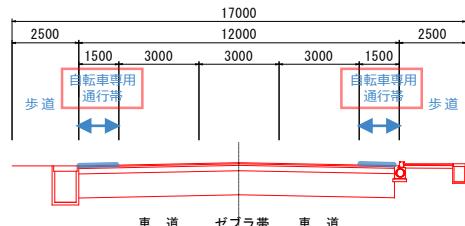


地区内を抜け道利用車両が多い状況

## 対策前



## 対策後



## 子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づく点検実施

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保

II. 自転車安全利用促進プロジェクト

## 10.自転車の走りやすさ安全性に関するマップの作成と発信

## 【内容】

- 「沼津市 子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づき、関係者（有識者・学校・教育委員会・警察・PTA・自治会・道路管理者等）と定期的に合同点検を行い、危険箇所を抽出及び検討。
- 有識者の助言のもと、対応案の検討及び合意形成後、安全対策を実施。
- 対策実施後の効果検証を行い、対策の改善や充実を検討。この取組みを継続的に行うことで、安全性の向上を図る。

## 【実績】

事例1：速度抑制や歩道強調のために設置されていたラバーポールの修理実施。  
 事例2：有識者の助言のもと、白線とグリーンベルトの設置位置を変更。

## 【考察】

事例1：ラバーポールの修理によって、車道と路側帯の分離が強調されたことで、児童の安全性が向上。  
 事例2：白線とグリーンベルトの設置位置変更により、車両から児童の視認性が向上し、児童の安全性が向上。

## 【今後の展開】

- 過年度に実施してきた対策箇所の効果の把握と検証を行い、次年度以降の対策の改善・充実を図る。



関係者（有識者・学校・教育委員会・警察・PTA・自治会・道路管理者等）と合同点検を行い、危険箇所を把握

事例1



速度抑制や歩道強調のために設置されていたポールの修理を実施

事例2



通学路安全対策アドバイザーの助言のもと、白線とグリーンベルトの設置位置を変更することで車両からの視認性が向上した。

【Plan】定期的な合同点検  
 ・潜在的な対策箇所の抽出・検討  
 ・対策計画の策定

➡ 【Do】安全対策の実施

↑  
 【Action】対策の改善・充実

➡ 【Check】対策効果の把握

## 施策シート

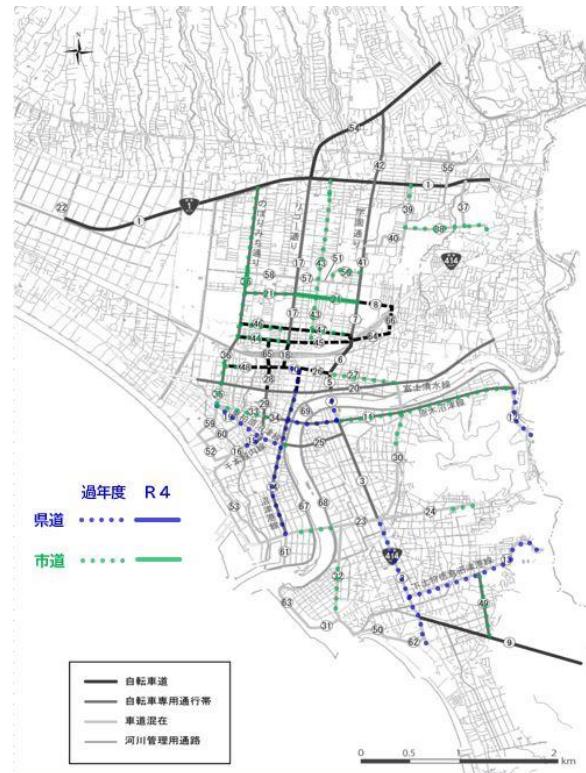
目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

目標4. サイクルツーリズム推進による交流人口の拡大  
VI. 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

措置	1. 沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備								
事業内容	・自転車ネットワーク計画に基づき、通勤・通学・買物等の日常的な移動や観光・レクリエーション等で、安全・安心・快適に自転車を利用できるよう、自転車通行空間の整備を効果的、効率的に推進します。								
実施主体	市担当課：建設デザイン調整室、道路建設課								

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施								

## R4実績



## ●市施工

## ・実施路線 2路線

市道0103号線(納米里本田町線)  
市道0216-1号線(市道沢田線)

・実施延長 0.77km

## ●県施工

## ・実施路線 1路線

県道139号(原木沼津線)

・実施延長 2.1km

## ●R4末時点整備延長 (見込み)

・実績値 69.85km (64.4%)

・目標値 54.2km (50%) ※R4末時点目標

※沼津市自転車ネットワーク計画の更新作業

・これまでの整備効果の評価 ・現計画路線の見直しと追加

## 【 Act 】計画目標の達成に向けた令和5年度の取組【目標1】

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保

I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

目標4. サイクルツーリズム推進による交流人口の拡大

VI. 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

措置	1. 沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備							
事業内容	・自転車ネットワーク計画に基づき、通勤・通学・買物等の日常的な移動や観光・レクリエーション等で、安全・安心・快適に自転車を利用できるよう、自転車通行空間の整備を効果的、効率的に推進します。							
実施主体	市担当課：建設デザイン調整室、道路建設課							

R4

R5

R6

R7

R8

R9

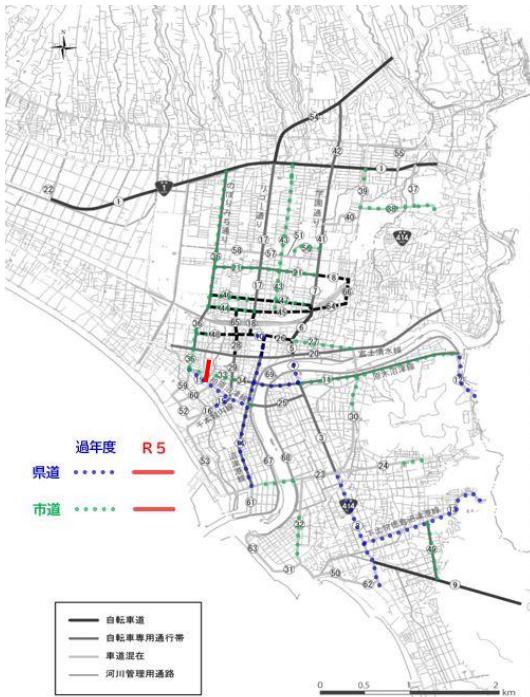
R10

R11

R12

実施

## R5取組内容



## ●市施工

- ・予定路線 1路線（市道0109号線(西条千本線)）
- ・予定延長 0.26km

## ●県施工

- ・予定路線なし（短期計画路線はR4末までに完了）  
長期計画路線は、「道路新設・改良に合わせて整備されるもの」や「鉄道高架に合わせて整備するもの」、「自転車専用通行帯の計画で現状だと整備が難しいもの」等がある

## ●R5末時点整備延長（見込み）

- ・予定値 70.11km (64.7%)
- ・目標値 54.2km (50%) ※R4末時点目標

## ※沼津市自転車ネットワーク計画の更新予定

- ・これまでの整備効果の評価
- ・現計画路線の見直しと追加

## 施策シート

## 目標 1. 自転車利用環境の充実による安全性確保

## I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

#### 目標4. サイクルツーリズム推進による交流人口の拡大

VI 魅力的なサイクリング サイクリルツーリズム創出プロジェクト

措置	2.自転車を利用しやすい環境の整備							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内誘導サイン、危険箇所での注意喚起、夜間の安全性を確保するための街灯等を整備します。</li> <li>・県の整備方針やナショナルサイクルルートにおける案内誘導の方針を踏まえ、多言語化を含めた統一的な案内誘導サイン等を整備します。</li> </ul>							
実施主体	市担当課：建設デザイン調整室、道路建設課、道路管理課							
R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12

## 実施

## R4実績

### ●案内誘導サイン

- ・自転車通行空間整備に併せ、ピクトグラム等の路面標示を実施
- ・太平洋岸自転車道が令和3年5月31日にナショナルサイクル  
ルートに指定されたことに伴い、整備が今後拡大する見込み

### ● 注意喚起

・該当なし

## ● 街灯等

・該当なし

## R5取組內容

### ●案内誘導サイン

・自転車通行空間整備に併せ、必要なサインを設置予定

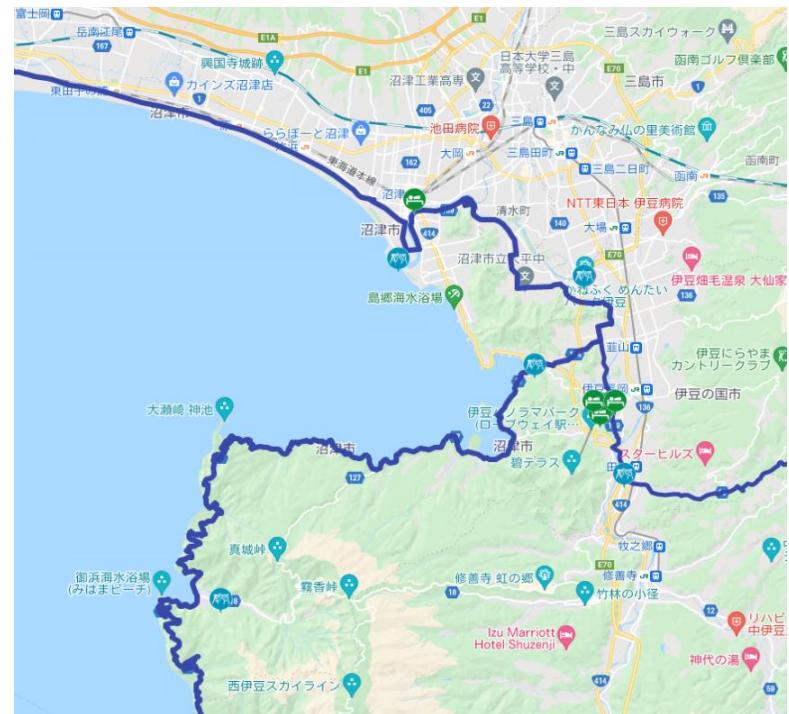
### ● 注意喚起

・予定無し

## ● 街灯等

・予定無し

### ●沼津市内の太平洋岸自転車道ルート



## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

措置	3.自転車通行空間の適正な維持管理
事業内容	・自転車通行空間の定期的な舗装修繕・道路整備、道路上にはみ出した樹枝の剪定・除草、自転車が通行する車道路面上の滑りやすい土砂の除去等、適切な維持管理を実施します。
実施主体	市担当課：道路管理課

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施	→							

## R4実績

## ●舗装修繕

- ・市道0109号線 L=193m A=1,980.0m<sup>2</sup>
- ・市道0216-1号線 L=159m A=1,610.0m<sup>2</sup>
- ・市道0221号線 L=269m A=1,480.0m<sup>2</sup>

## ●樹枝の剪定・除草

- ・適宜実施
- ・狩野川左岸（港大橋天神洞線）：除草 L = 4,043m

## ●道路面の土砂撤去・清掃

- ・適宜実施

## R5取組内容

## ●舗装修繕

- ・市道0109号線 L=200m A=2,200.0m<sup>2</sup>
- ・市道0216-1号線 L=130m A=780.0m<sup>2</sup>

## ●樹枝の剪定・除草

- ・適宜実施予定
- ・狩野川左岸（港大橋天神洞線）：除草 L = 4,043m

## ●道路面の土砂撤去・清掃

- ・適宜実施予定

## 施策シート

## 目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保

## I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

措置	4. 自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車専用通行帯等が設置されている道路において、自転車通行に支障をきたす路上駐車が多い路線では、警察署に違法駐車の取締りを要請します。</li> <li>・また、違法駐車を減らすために、違法駐車抑止のための広報啓発活動を展開するなど、違法駐車の追放対策を推進します。</li> </ul>
実施主体	市担当課：生活安心課

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

R11

R12

実施

## R4実績

## ●違法駐車の取締り要請

- ・0回

## ●広報啓発活動

- ・72回（1か月に6回）
- ・シルバー人材センターに業務委託
- ・1回につき、駅北口、駅南口に1人ずつ配置



## R5取組内容

## ●違法駐車の取締り要請

- ・予定なし、適宜対応

## ●広報啓発活動

- ・72回（1か月に6回）
- ・シルバー人材センターに業務委託
- ・1回につき、駅北口、駅南口に1人ずつ配置



## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

措置	5. ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施								
事業内容	・生活道路を走行する車両の速度抑制や進入抑制を図るため、生活道路について、路面表示やボラード等の狭さく、立体に見える路面表示等の設置による安全対策を検討します。								
実施主体	市担当課：道路管理課								

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施								

## R4実績

●ゾーン30  
・R4年度の新たな指定無し  
※市内6箇所指定済●ゾーン30プラス  
・R4年度の新たな指定無し  
※R3.12.9に花園町地区が  
県内初指定●物理的デバイスの設置  
・R4.6に花園町地区にて、  
3箇所目の交差点ハンプを設置  
・R5.3に大塚地区にて、  
スムーズ横断歩道を本格設置  
※(R3.10社会実験実施)

## 生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」

- 最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定
- 道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備



## 路面標示・看板（ゾーン30プラス）



## スムーズ横断歩道



## 交差点ハンプ

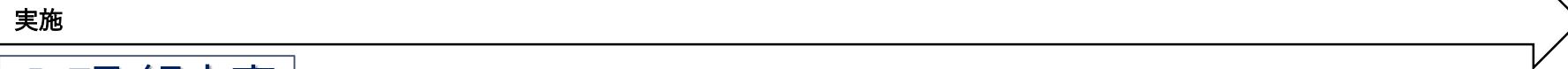


## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

措置	5. ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施
事業内容	・生活道路を走行する車両の速度抑制や進入抑制を図るため、生活道路について、路面表示やボラード等の狭さく、立体に見える路面表示等の設置による安全対策を検討します。
実施主体	市担当課：道路管理課

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----



## R5取組内容

## ● ゾーン30

- ・R5年度の新たな指定予定無し ※市内6箇所指定済

## ● ゾーン30プラス

- ・花園町地区における安全対策完了（引き続き協議会を開催するとともにフォローアップ実施予定）
- ・新たな指定に向けて検討予定

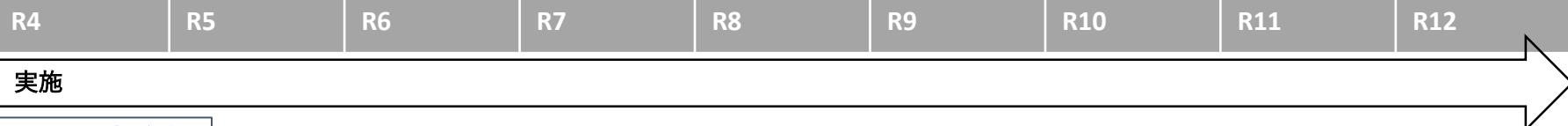
## ● 物理的デバイスの設置

- ・予定なし

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

措置	6.無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備
事業内容	・無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保も合わせて検討します。
実施主体	市担当課：建設デザイン調整室、道路建設課、駅周辺区画整理事務所



実施

## R4実績

## ●無電柱化整備路線

## ○市施工

- ・(都)沼津南一色線（市道1722号線） … 詳細設計実施中（将来計画は自転車道）
- ・(都)千本香貫山線（市道0106-2号線） … 無電柱化整備中（将来計画は自転車専用通行帯）
- ・(都)三枚橋錦町線（市道0237号線） … 無電柱化整備中（将来計画は自転車専用通行帯）

## ○県施工

- ・国道414号 … 無電柱化整備中（将来計画は自転車専用通行帯）
- ・県道162号（沼津停車場東沢田線） … 無電柱化整備中（将来計画は自転車専用通行帯）

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

措置	6.無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備
事業内容	・無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保も合わせて検討します。
実施主体	市担当課：建設デザイン調整室、道路建設課、駅周辺区画整理事務所

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

R11

R12

実施

## R5取組内容

## ●無電柱化整備路線

## ○市施工

- ・(都)沼津南一色線（市道1722号線） … 無電柱化整備（将来計画は自転車道）
- ・(都)千本香貫山線（市道0106-2号線） … 無電柱化整備（将来計画は自転車専用通行帯）
- ・(都)三枚橋錦町線（市道0237号線） … 無電柱化整備（将来計画は自転車専用通行帯）

## ○県施工

- ・国道414号 … 無電柱化整備（将来計画は自転車専用通行帯）
- ・県道162号（沼津停車場東沢田線） … 無電柱化整備（将来計画は自転車専用通行帯）

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
II. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	7. 世代に応じた交通安全教室の開催								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な自転車利用に求められるルール・マナーは年齢等に応じて異なる場合があるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに合せた体系的な自転車安全教育を実施します。</li> <li>子ども、初心者、女性、高齢者など、ターゲットに合せた自転車の乗り方教室を実施します。</li> <li>運転免許証返納後の足として、電動アシスト自転車を利用した交通安全教室の実施など、各世代のニーズに合わせた交通用具を用いた自転車安全教室を実施します。</li> </ul>								
実施主体	市担当課：生活安心課、学校教育課								

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

実施

## R 4 実績

静岡県交通安全協会沼津地区支部と協力し、市内各小中学校において、交通安全に関する取組を実施。

## 「交通安全リーダーと語る会」（小学校6年生）

・6年生・保護者・警察等の関係者と、交通安全に関する地域の課題の解決方法などについて意見交換を実施。



■交通安全リーダーと語る会

## 「自転車マナー向上対策」（小学校4年生）

・警察や交通安全指導員を学校に招き、交通マナーや自転車の乗り方など交通安全教室の実施。  
・街頭や通学路における街頭指導の実施。



■交通安全教室

## R 5 取組内容

静岡県交通安全協会沼津地区支部と協力し、市内各小中学校において、交通安全教室を実施する。

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
II. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	8.自動車との共存に向けた相互理解の促進								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用者だけでなく、車道上において互いに関与しあう自動車のドライバーに対しても、自転車ルールや思いやり運転等を周知・啓発することで、自転車交通の総合的な安全性の向上を推進します。</li> <li>・子ども、初心者、女性、高齢者など、ターゲットに応じた自転車の乗り方教室を実施します。</li> <li>・各世代での交通安全教室実施の際や、教習所での講習時に、安全を保つためのルールや、マナーの周知啓発を実施します。</li> </ul>								
実施主体	市担当課：生活安心課								

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施								

## R 4 実績

静岡県交通安全協会沼津地区支部と黄瀬川自動車学校が共催している交通安全教室に協力し、ドライバー目線での自転車利用者への注意点等の講習を実施した。

また、自転車のルールとマナーについて、交通安全教室、市HP、SNS等により自転車利用者だけでなく、自動車のドライバー等に対しても周知、啓発を行った。



## R 5 取組内容

静岡県交通安全協会沼津地区支部と黄瀬川自動車学校が共催している交通安全教室に協力し、ドライバー目線での自転車利用者への注意点等の講習を実施する。また、自転車のルールとマナーについて、交通安全教室、市HP、SNS等により自転車利用者だけでなく、自動車のドライバー等に対しても周知、啓発を行う。

※沼津市  
静岡市公式ウェブ Foreign Languages

ホーム 市民のみなさん 事業者のみなさま 市民情報 沼津観光ポータル よくある質問

ホーム 内閣のみなさん 沼津市の交通安全 自転車のルールとマナー

自転車のルールとマナー 2022年11月21日更新

自転車にやさしく、經濟的で、速度適度になる自転車ルールとマナーを守って上手に利用しましょう！

矢野鶴の運転ルールはこち

自転車安全利用規則

自転車に関する交通規則の順序化実施により、自転車の安全利用を促進するため、国・中央交通安全会議会議決定が午後15時10分に決定しました。（令和4年11月1日交通安全対策本部により内閣実施）

【1】車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

【2】交差点では自転車と一時停止を守って、安全確認

【3】左側をライドを点灯

【4】飲酒運転を禁止

【5】ヘルメットを着用

【1】車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

車道が原則

自転車は道路法上、「軽車両」と位置付けられており、自動車やオートバイと同じ「車両」になります。歩道と車道が区別がある道路では、車道通行が原則です。

通行区分違反

道路交通法第2条第3項、第11条イ、第17条第1項  
罰金 3万円以下の懲役または5万円以下の罰金

左側を通行

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
II. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	9.沼津市高校生自転車マナー向上委員会による自転車マナー啓発活動の推進
事業内容	・市内12の高等学校で構成される「沼津市高校生自転車マナー向上委員会」の一斉街頭指導及び啓発活動等の活動推進により、高校生のさらなる自転車マナー向上と交通事故防止を図ります。
実施主体	市担当課：生活安心課

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

R11

R12

実施

## R 4 実績

1か月に1度、委員会と協力し、早朝または夕方に街頭指導・広報を実施した。

沼津市交通安全対策協議会において委員会設立以降10年以上にわたる啓発活動に対して特別表彰を行った。

また、市から委員会へ啓発活動用の幟旗やタスキの贈呈を実施。



## R 5 取組内容

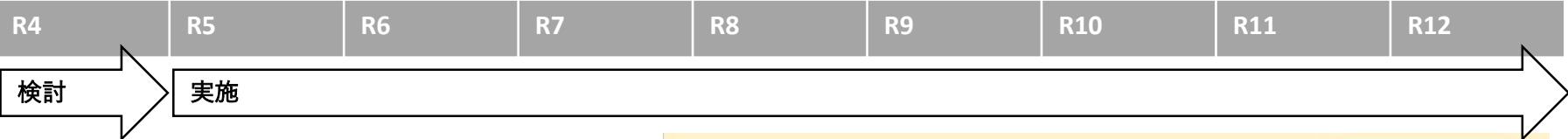
1か月に1度、委員会と協力し、早朝もしくは夕方に街頭指導・広報を実施する。

3月頃に市から委員会へ啓発活動用の幟旗やタスキの贈呈を行う。

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
Ⅱ. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	10.自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や教育委員会、学校、PTA、警察等と協働し、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を推進します。</li> <li>・自転車の安全利用に向けた意識啓発を促進するために、自転車の視点や学生の視点を踏まえた通学路の安全点検を実施し、「通学路安全マップ」を作成します。</li> <li>・日常的に自転車を利用する人に向けて、自転車で走りやすいルートや、安全に走行できる自転車通行空間、タクシーやバスなどのドライバー目線からの指摘等も含めたマップの作成と発信を行い、自転車関連事故を削減します。</li> </ul>
実施主体	市担当課：生活安心課、学校教育課、道路管理課



## R 4 実績

静岡県交通安全協会沼津地区支部と協力し、市内小学校通学路の危険マップを作成。各小学校に掲示し、交通安全の啓発を実施した。

## R 5 取組内容

静岡県交通安全協会沼津地区支部と協力し、市内の危険マップ作成を検討し、交通安全の啓発を実施する。

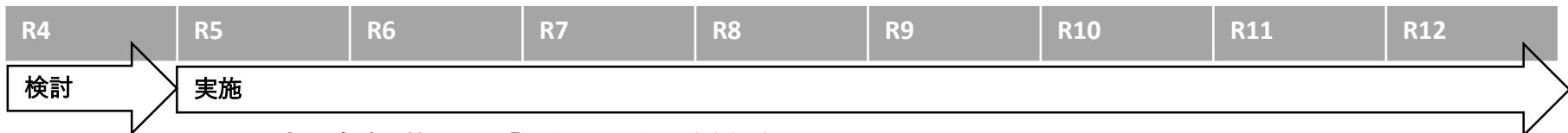


## 施策シート

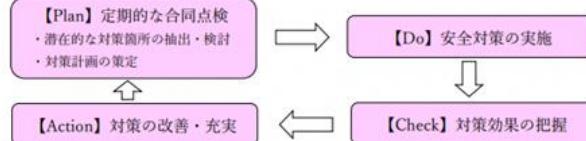
## 目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保

## II. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	10. 自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や教育委員会、学校、PTA、警察等と協働し、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を推進します。</li> <li>・自転車の安全利用に向けた意識啓発を促進するために、自転車の視点や学生の視点を踏まえた通学路の安全点検を実施し、「通学路安全マップ」を作成します。</li> <li>・日常的に自転車を利用する人に向けて、自転車で走りやすいルートや、安全に走行できる自転車通行空間、タクシーやバスなどのドライバー目線からの指摘等も含めたマップの作成と発信を行い、自転車関連事故を削減します。</li> </ul>
実施主体	市担当課：生活安心課、学校教育課、道路管理課



令和2年度に策定した「沼津市 子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づき関係者による合同の点検を行い安全確保を図っている。



## « R 4 年度に通学路点検を実施した箇所の対策事例 »



速度抑制や歩道強調のために設置されていたポールの修理を実施



通学路安全対策外「バイ」-の助言のもと、白線とグリーンベルトの設置位置を変更したことで車両からの視認性が向上した。



R 4 年度も関係者  
(有識者・学校・  
教育委員会・警察・  
PTA・自治会・道路  
管理者等)と  
合同点検を行い、  
危険箇所の把握

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
II. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	10. 自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や教育委員会、学校、PTA、警察等と協働し、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を推進します。</li> <li>・自転車の安全利用に向けた意識啓発を促進するために、自転車の視点や学生の視点を踏まえた通学路の安全点検を実施し、「通学路安全マップ」を作成します。</li> <li>・日常的に自転車を利用する人に向けて、自転車で走りやすいルートや、安全に走行できる自転車通行空間、タクシーやバスなどのドライバー目線からの指摘等も含めたマップの作成と発信を行い、自転車関連事故を削減します。</li> </ul>
実施主体	市担当課：生活安心課、学校教育課、道路管理課

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

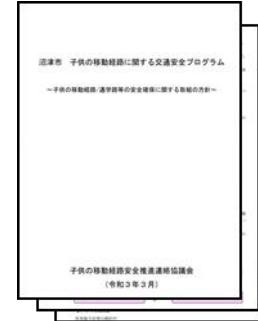
R11

R12

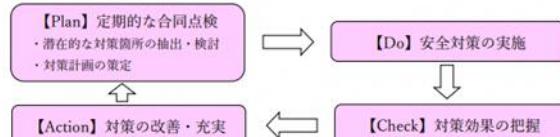
実施

## R 5 取組内容

○過年度に実施してきた対策箇所の効果の把握と検証。  
○R 4 年度の合同点検における対策必要箇所の早期実施。



令和2年度に策定した  
「沼津市 子供の移動経路に関する交通安全プログラム」  
に基づき関係者による合同の点検を行い安全確保を図っている。



対策実施後の効果検証を行い、対策の改善や充実を検討する。  
この取組みを継続的に行うことで、安全性の向上を図る。

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
II. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	11. 市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上
事業内容	・市役所職員は、自転車の交通について、地域住民の手本となるようにします。 ・交通関連書類等の回覧の実施や庁内掲示板などを活用して、市職員に対する交通マナーの周知徹底を図ります。
実施主体	人事課

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

実施

## R 4 実績

- ・年度当初にコンプライアンス委員を通じ、所属長による毎月初めに交通マナーの注意喚起を実施した。
- ・通勤マナーに関する苦情等はなかった。

## R 5 取組内容

- ・年度当初にコンプライアンス委員を通じ、所属長による毎月初めに交通マナー の注意喚起を依頼する。
- ・職員に対する苦情や交通マナーの低下が見られた場合には、文書等を発出し、注意喚起を実施する。

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
Ⅱ. 自転車安全利用促進プロジェクト

目標3. 自転車の活用による健康の増進  
Ⅴ. おでかけサイクリングプロジェクト

目標2. 移動の利便性向上による自動車への過度な依存の低減  
Ⅲ. 良好的な都市環境の形成プロジェクト

目標4. サイクルツーリズム推進による交流人口の拡大  
VI. 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

措置	12. 5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進							
事業内容	・5月の自転車月間において、市民の自転車利用促進を啓発するため、自転車を活用した健康増進セミナー、自転車通勤に関するセミナー等のイベント実施やレンタサイクル等の特別割引を検討します。 ・シェアサイクルの体験イベント開催について、事業者への働きかけを検討します。							
実施主体	市担当課：まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課							
R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12

実施

## R4実績

令和4年5月1日号“広報ぬまづ”において自転車月間の記事を掲載  
→自転車の交通ルールやマナーについて紹介するサイトを紹介し、市民の自転車安全利用の啓発促進に取り組んだ。

## R5取組内容

5月の“広報ぬまづ”を活用し、自転車利用の啓発促進に係る取り組みを紹介する。

## 【5月は自転車月間です】

本市は、自転車のまち乗りに最適な平坦な市街地や、海・山・川が織りなす変化に富んだ地形など、様々な自転車の楽しみ方ができる環境に恵まれています。この環境を活かし、多くの人に自転車を楽しんでもらうため、市では「沼津市自転車活用推進計画」に基づき、各種施策に取り組んでいます。その取組の一つとして、自転車との共存にむけ理解の促進を図るため、市ホームページに自転車の通行ルールやマナーについて掲載しています。是非ご覧ください。

市ホームページ  
自転車の  
ルールとマナー  
はこちあ



Go Slow  
Town to Port



エリアマップ

使用モビリティツール

(電動キックボード)

便利で、楽しい! タ

リードの電動キックボ

ードです。車両の方は、手

元のアシセントブレー

クを作成するだけで簡単。

田舎の田舎の下、ヘ

ルメット・ヨコハマの公

道実験実験です。市南区分は「川根特急自

由」となります。交通ルールを遵守して

運営しません。

利用料金

◆高額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと15円

1日1回100円、1.5時間1,300円

2時間1,500円

◆長時間料金プラン

「電動キックボード」を活用した  
社会実験を実施します



QRコード

QRコード

QRコード

QRコード

◆低額料金プラン

是の10分間8円、1回1分ごと10円

1日1回80円、1.5時間800円

2時間900円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと12円

1日1回100円、1.5時間1,200円

2時間1,300円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと14円

1日1回120円、1.5時間1,200円

2時間1,350円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと16円

1日1回140円、1.5時間1,400円

2時間1,450円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと18円

1日1回160円、1.5時間1,600円

2時間1,650円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと20円

1日1回180円、1.5時間1,800円

2時間1,850円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと22円

1日1回200円、1.5時間2,000円

2時間2,050円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと24円

1日1回220円、1.5時間2,200円

2時間2,250円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと26円

1日1回240円、1.5時間2,400円

2時間2,450円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと28円

1日1回260円、1.5時間2,600円

2時間2,650円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと30円

1日1回280円、1.5時間2,800円

2時間2,850円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと32円

1日1回300円、1.5時間3,000円

2時間3,050円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと34円

1日1回320円、1.5時間3,200円

2時間3,250円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと36円

1日1回340円、1.5時間3,400円

2時間3,450円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと38円

1日1回360円、1.5時間3,600円

2時間3,650円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと40円

1日1回380円、1.5時間3,800円

2時間3,850円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと42円

1日1回400円、1.5時間4,000円

2時間4,050円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと44円

1日1回420円、1.5時間4,200円

2時間4,250円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと46円

1日1回440円、1.5時間4,400円

2時間4,450円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと48円

1日1回460円、1.5時間4,600円

2時間4,650円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと50円

1日1回480円、1.5時間4,800円

2時間4,850円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと52円

1日1回500円、1.5時間5,000円

2時間5,050円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと54円

1日1回520円、1.5時間5,200円

2時間5,250円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと56円

1日1回540円、1.5時間5,400円

2時間5,450円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと58円

1日1回560円、1.5時間5,600円

2時間5,650円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと60円

1日1回580円、1.5時間5,800円

2時間5,850円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと62円

1日1回600円、1.5時間6,000円

2時間6,050円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと64円

1日1回620円、1.5時間6,200円

2時間6,250円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと66円

1日1回640円、1.5時間6,400円

2時間6,450円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと68円

1日1回660円、1.5時間6,600円

2時間6,650円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと70円

1日1回680円、1.5時間6,800円

2時間6,850円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと72円

1日1回700円、1.5時間7,000円

2時間7,050円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと74円

1日1回720円、1.5時間7,200円

2時間7,250円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと76円

1日1回740円、1.5時間7,400円

2時間7,450円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと78円

1日1回760円、1.5時間7,600円

2時間7,650円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと80円

1日1回780円、1.5時間7,800円

2時間7,850円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと82円

1日1回800円、1.5時間8,000円

2時間8,050円

◆中額料金プラン

是の10分間10円、1回1分ごと84円

1日1回820円、1.5時間8,200円

2時間8,250円

QRコード

QR

## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
II. 自転車安全利用促進プロジェクト

目標3. 自転車の活用による健康の増進  
V. おでかけサイクリングプロジェクト

目標2. 移動の利便性向上による自動車への過度な依存の低減  
III. 良好的な都市環境の形成プロジェクト  
目標4. サイクルツーリズム推進による交流人口の拡大  
VI. 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

措置	12. 5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月の自転車月間において、市民の自転車利用促進を啓発するため、自転車を活用した健康増進セミナー、自転車通勤に関するセミナー等のイベント実施やレンタサイクル等の特別割引を検討します。</li> <li>・シェアサイクルの体験イベント開催について、事業者への働きかけを検討します。</li> </ul>								
実施主体	市担当課：まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課								

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

R11

R12

実施

## R 4 実績

5月20日を「自転車マナー向上キャンペーン 指導強化の日」とし、街頭指導・広報を実施した。



## R 5 取組内容

5月19日を「自転車マナー向上キャンペーン 指導強化の日」とし、街頭指導・広報を実施する。

## 施策シート

## 目標 1. 自転車利用環境の充実による安全性確保 Ⅱ. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	13.自転車点検実施の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在市内の小中学校児童・生徒を対象とした自転車無料点検を実施し、自転車の整備不良による交通事故を防止するとともに、自転車の整備の重要性についても学んでいます。（年間あたり約7校実施）（協力：自転車軽自動車商業協同組合沼津駿東支部）</li><li>・定期的な自転車点検の必要性や点検の方法等、自転車販売店や学校等と連携して情報発信することで、自転車利用者の安全意識向上を図ります。</li><li>・市営駐輪場利用者を対象に自転車無料点検サービスの実施を検討し、点検整備を受ける気運の醸成やT Sマークの普及に取り組みます。</li></ul>
実施主体	市担当課：生活安心課

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

R11

R12

実施

## R 4 実績

自転車軽自動車商業協同組合沼津駿東支部と協力し、自転車点検を希望する市内各小学校において、自転車無料点検を実施した。

## R 5 取組內容

自転車軽自動車商業協同組合沼津駿東支部と協力し、自転車点検を希望する市内各小学校において、自転車無料点検を実施する。



## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
II. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	14.自転車ヘルメット着用の広報啓発
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の小・中・高等学校、企業等に対し、自転車安全教育の充実を図るとともに、自転車乗車時のヘルメット着用に努めるよう指導します。</li> <li>県や警察と連携し、自転車ルール・マナーの周知・啓発のため、定期的な街頭指導やキャンペーン、自転車活用を啓発するイベント等を実施します。</li> <li>事故データに基づく、安全教育内容の重点化や、ルールの根拠を示す等、わかりやすいパンフレット等を作成します。</li> </ul>
実施主体	市担当課：生活安心課

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

実施

## R 4 実績

市内小学校自転車教室、高校生自転車マナー向上委員会等でヘルメット着用について事故データに基づき注意喚起を実施した。

交通安全教室、市HP、SNS、ラクーン大型モニター等により令和5年4月1日からのヘルメット着用努力義務化について周知を図った。



## R 5 取組内容

市内小学校自転車教室、高校生自転車マナー向上委員会等でヘルメット着用について事故データに基づき注意喚起を実施する。交通安全教室、市HP、SNS、ラクーン大型モニター等により令和5年4月1日からのヘルメット着用努力義務化について周知を図る。



## 施策シート

目標1. 自転車利用環境の充実による安全性確保  
II. 自転車安全利用促進プロジェクト

措置	15.自転車損害賠償保険の加入促進							
事業内容	・近年、全国的に自転車関連事故の高額賠償事例が発生していることを受け、被害者救済、加害者の経済的負担を軽減するため、県が制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための広報・啓発活動を実施します。							
実施主体	市担当課：生活安心課							
R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12

実施

## R 4 実績

自転車安全利用五則及び自転車保険加入促進のチラシを作成し、自転車  
軽自動車商業協同組合沼津駿東支部を通して、市内自転車店で配布した。  
市HPやSNS等により自転車保険加入促進について広報、啓発活動を実施した。

## R 5 取組内容

自転車安全利用五則及び自転車保険加入促進のチラシを作成し、自転車  
軽自動車商業協同組合沼津駿東支部を通して、市内自転車店で配布する。  
市HPやSNS等により自転車保険加入促進について広報、啓発活動を実施  
する。

## 知っていますか？自転車安全利用五則

## 4 安全ルールを守る



## 2人乗りは禁止！



交差点での一時停止と安全確認  
信号を守る  
飲酒運転は禁止!!  
ルールを守り、安全に走行しましょう。

## 5 子どもはヘルメットを着用

保護者は、児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用  
させるよう努めなければなりません。

## 自転車保険に加入していますか？

静岡県では、すべての自転車利用者が自転車保険（自転車損害保険等）に加入しな  
ければなりません。  
もしもの自転車事故、相手への補償に備えて、必ず自転車保険へ加入しましょう。

## 沼津市自転車活用推進計画の指標・目標値および実績・考察

目標1 自転車利用環境の充実による安全性の確保

No	指標	目標値	実績と考察	参考
1	●市内の自転車事故発生件数	●人口1万人あたり R1: 11.8件/万人 →R7: 9.7件/万人 →R12: 9.2件/万人	●人口1万人あたり R3: 9.3件/万人  【考察】 ・自転車通行空間の整備を進めてきたことにより、事故割合が減少傾向にあることから整備効果が現れていると考える。	●人口1万人あたり R2: 数値調査中 件/万人 (基準年度比 %増減)
2	○自転車通行空間の整備延長	○整備延長 R1: 43.0 km →R7: 60.4 km →R12: 71.1 km	○整備延長 R4見込: 69.85 km (基準年度比 129%増)  【考察】 ・H30年度から整備を進め、市街地エリアにおいては、自転車NW計画の優先順位の高い路線を順次整備してきた。郊外エリアにおいては、太平洋岸自転車道に位置付けられていること、サイクリストが多いことからも優先的に整備が進められ、整備率100%となった。このことから、自転車利用者の走行性・安全性が向上されたと考える。	○整備延長 R3: 66.98 km (基準年度比 114%増)
3	○世代に応じた交通安全教室の実施回数	○実施回数 R1: 368回/年 →R7: 370回/年 →R12: 370回/年	○実施回数 R4見込: 561回/年 (基準年度比 152%増) 参加人数38,932人  【考察】 ・新型コロナウイルスの感染予防対策や実施方法の工夫により、前年度より大幅に增加了。	○実施回数 R3: 387回/年 (基準年度比 105%増) 参加人数30,529人
4	○自転車に重点を置いた交通安全教室の実施回数	○実施回数 R1: 1回/年 →R7: 5回/年 →R12: 5回/年	○実施回数 R4見込: 39回/年 (基準年度比 3900%増) 参加人数2,925人  【考察】 ・新型コロナウイルスの感染予防対策や実施方法の工夫により、前年度より大幅に增加了。	○実施回数 R3: 38回/年 (基準年度比 3800%増) 参加人数3,043人
●アウトカム指標・・・・・成果指標。施策の実施によりもたらされた成果。○アウトプット指標・・・・・活動指標。実施した施策の結果。				